



令和6年度

幼稚園（私学助成幼稚園）を利用される方へ

# 幼児教育・保育の無償化等のご案内

塩尻市保育課



# 目次

---

<b>1 幼児教育・保育の無償化等</b> .....	2
認定の種類について .....	3
無償化の対象と範囲について .....	4
保育料・預かり保育料の無償化について .....	5
副食費の減免について .....	6
<b>2 無償化のための認定手続き</b> .....	7
保育を必要とする事由 .....	8
無償化に関するQ&A .....	11
申請手続きについて .....	12
認定内容を変更したいときは .....	16

# 1 幼児教育・保育の無償化等について

# 認定の種類について

幼稚園（私学助成園）を利用しているお子さんが保育料等の無償化の対象となるためには、市から認定を受けていただく必要があります。

## 認定の種類

### 施設等利用給付 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもで2号、3号認定以外の子ども

### 施設等利用給付 2号認定

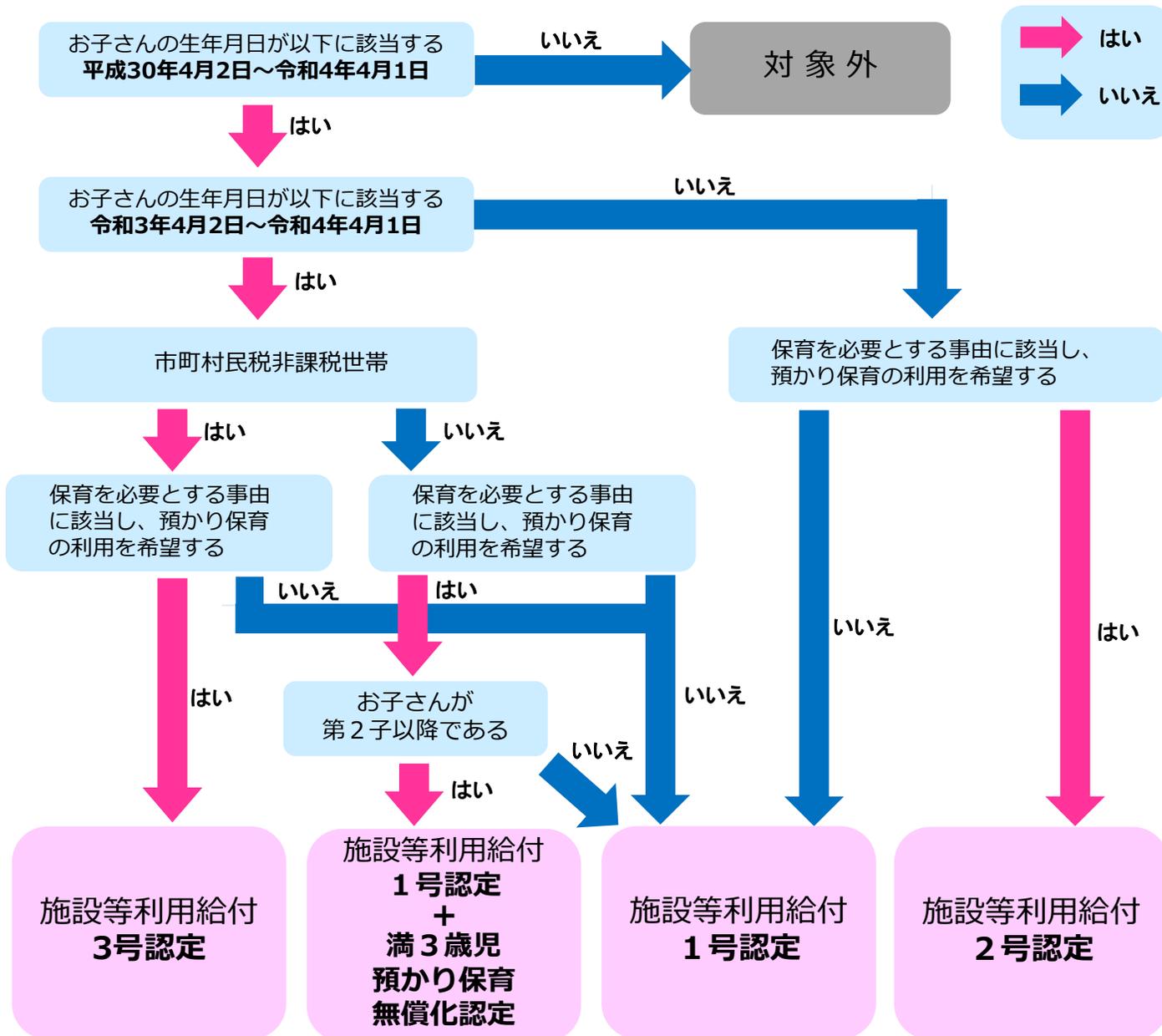
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過している子どもで、保育を必要とする事由に該当する子ども

### 施設等利用給付 3号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども（満3歳児）で、保育を必要とする事由に該当し、市町村民税非課税世帯である子ども

### 満3歳児預かり保育無償化認定

満3歳児のうち保育を必要とする事由に該当し、市町村民税非課税世帯**以外**の**第2子以降**の子ども



# 無償化の対象と範囲について

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの児童の幼児教育・保育が無償化の対象となります。令和6年度からは、0歳から2歳児クラスまでの児童のうち、第2子以降の場合は、市独自の多子世帯を応援する制度により無償化の対象となります。

## 3歳から5歳児クラス保育料

	保育を必要とする事由に該当する世帯	保育を必要とする事由に該当しない世帯
保育園 (認可保育園)	無償	—
認定こども園 (保育園部分)	無償	—
認定こども園 (幼稚園部分)	無償(満3歳児も対象)	
幼稚園 (私学助成幼稚園)	月額25,700円まで無償(満3歳児も対象)	
幼稚園 (新制度移行幼稚園)	無償(満3歳児も対象)	
幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)の 預かり保育	無償(450円×利用日数) ※月額上限あり ※満3歳児は市町村民税 非課税世帯または第2子以 降のお子さんのみ対象	対象外
認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業(デイ保育) ・ファミリーサポート事業 ・病児保育事業	無償 ※合計で月額37,000円まで	無償 ※認可外保育施設に限る ※月額37,000円まで ※第2子以降のお子さんのみ 対象

## 0歳から2歳児クラス保育料 (市町村民税非課税世帯又は第2子以降)

	保育を必要とする事由に該当する市町村民税非課税世帯	保育を必要とする事由に該当しない世帯
保育園 (認可保育園)	無償	—
認定こども園 (保育園部分)	無償	—
地域型保育施設	無償	—
認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業(デイ保育) ・ファミリーサポート事業 ・病児保育事業	無償 ※合計で月額42,000円まで	無償 ※認可外保育施設に限る ※月額42,000円まで ※第2子以降のお子さん のみ対象

※第2子以降とは、生計を一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントした場合の、第2子以降のお子さんです。  
 ※満3歳児は3歳の誕生日から最初の3月31日までの間にあるお子さんです。  
 ※保育を必要とする事由については、P8参照。

## 保育料の無償化について

令和元年10月から全国一斉にスタートした幼児教育・保育の無償化により、保護者が園に支払う保育料について、次のとおり無償化になります。

- 対象：満3歳児クラス～5歳児クラスの全ての園児
- 内容：保育料が**月額25,700円まで無償**になります。

※実費負担額(日用品、文房具などの物品購入費、行事参加費、給食費、通園送迎費、保護者会費、写真代など)は無償化の対象にはなりません。

※保育料の月額が25,700円を超える場合は、差額分を幼稚園へお支払いいただきます。ただし、**第2子以降のお子さんにつきましては、市独自の多子世帯を応援する制度により、上限を超えた保育料の補助**を行います。

## 預かり保育料の無償化について

保育園への入園を希望しているにもかかわらず、保育園に入園できない状況が全国的にあることから、保育園利用者との公平性を保つため、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育料についても、次のとおり無償化されます。

- 対象：市から保育の必要性の認定を受けたお子さん  
※幼児教育・保育の無償化では、満3歳のお子さんは市町村民税非課税世帯に限られていますが、市独自の多子世帯を応援する制度により、お子さんが第2子以降の場合も対象とします。
- 内容：次の①、②の**いずれか低い額が無償**になります。(上限11,300円)
  - ① その月の利用実績に基づく預かり保育料
  - ② その月の預かり保育の利用日数 × 450円※満3歳のお子さんは、上限16,300円

※対象外のお子さんが預かり保育を利用した場合は、預かり保育料を園へお支払いいただきます。

# 副食費の減免について

給食費は、実費負担として園へお支払いいただきますが、次に該当する方については、給食費のうち、副食費（おかず・おやつ材料費）に相当する額が減免されます。対象者には、市保育課から減免に関するお知らせを通知します。

内容	減免額
保護者※3の市町村民税所得割額の合計額が77,100円以下の世帯	<b>副食費の全額</b>
第2子以降のお子さん	<b>副食費の全額</b>

## 副食費の減免のイメージ

給食費の月額が5,500円の場合  
(主食費1,000円副食費4,500円)

- 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯または第2子以降  
→ 1,000円を幼稚園に支払い  
(主食費1,000円 + 副食費0円)

※1 国の制度では、小学校3年までのお子さんのうち第3子以降に該当する子どもを減免の対象としていますが、市独自の多子世帯を応援する制度により、第2子以降のお子さんも対象とします。

※2 副食費の減免にあたり、次のとおり算定を行います。

令和6年4月から8月まで：令和5年度（令和4年分）市町村民税所得割額

9月から令和7年3月まで：令和6年度（令和5年分）市町村民税所得割額

※3 原則、父母の市町村民税所得割額を適用しますが、家庭状況によっては、父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の市町村民税所得割額を適用する場合があります。

## 2 無償化のための認定手続き

※入園手続きについては、各園にお問い合わせください。

# 保育を必要とする事由

保育の必要性の認定（2・3号認定、満3歳児預かり保育無償化認定）は、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合に限り認定できます。

保育を必要とする事由	内容
① 就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている
⑦ 就学	大学・専修学校などに在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている
⑧ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）がある、またはそのおそれがある
⑨ 育休継続	育児休業をする際、既に保育園等に入園しているお子さんがいて、継続して利用する必要がある ※0歳児から適用
⑩ 家庭育児	3歳未満のお子さんを家庭で育児している ※3歳以上児に限り適用



- ・認定後に保育の必要性を満たさなくなった場合は、1号認定に切り替わります。（例：仕事を辞めた）
  - ・満3歳児預かり保育無償化認定後に、保育の必要性を満たさなくなった場合は、無償化の対象外となります。
  - ・保育を必要とする事由に関する提出書類等の虚偽が発覚した場合は、認定を取り消します。
  - ・年度途中に保育を必要とする事由を変更する場合は、変更手続きが必要です。（例：就労 → 妊娠・出産）
- なお、毎月25日までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。

## ① 就労



【条 件】 **1か月あたり64時間以上の労働を常態としていること**

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。ただし、**労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません。**

【必要書類】 **就労証明書**（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの）



就労証明書の証明者が**本人**または**親族**である場合、以下の書類のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。（※原則、本人名義の書類を添付してください）

※書類を提出できない場合は市保育課へご相談ください。

・最新の確定申告書（第1・2表）・源泉徴収票・営業許可証・開業届・事業所登録・事業所名が記載された保険証・事業所名が記載された納税通知書・出荷票・雇用保険の加入状況のわかる書類



## ③ 疾病・障がい

【条 件】  
**保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」に該当していること**

【必要書類】

- ① 障がいがある方  
**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し**
- ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方  
**介護保険被保険者証の写し**
- ③ ①②に該当しない方  
**保育ができないことに関する医師の診断書（塩尻市の様式）**

## ② 妊娠・出産



【条 件】

**保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること**

例）10月出産の場合

出産前3ヶ月（7～9月）+ 出産月1ヶ月（10月）  
+ 出産後6ヶ月（11月～翌年4月）=10ヶ月

【必要書類】

**母子健康手帳の写し**（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）

## ④ 病人等の介護・看護（同居親族）



【条 件】 **長期にわたり、常時、同居親族の介護・看護をしていること**

【必要書類】

- ① 介護・看護する親族が介護認定（要介護度2以上）を受けている場合  
・**介護保険被保険者証の写し**  
・**介護・看護の実施状況に関する申立書**（塩尻市の様式）  
※両方必要です。
- ② ①に該当しない場合  
・**介護・看護が必要であることの医師の診断書**（塩尻市の様式）  
・**介護・看護の実施状況に関する申立書**（塩尻市の様式）  
※両方必要です。



※申立書の内容次第では入園の要件として認められない場合がありますので、**事前に市保育課にご連絡ください。**

※診断書については、市保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。

## ⑤ 災害復旧



【条 件】 地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること

【必要書類】 災害証明書

## ⑦ 就学



【条 件】 大学、専門学校、職業訓練校等に通っていること

※ 1か月あたり64時間以上

【期 間】 在学期間または年度末までのいずれか短い方

【必要書類】 ・在学証明書（入学前の場合は、合格通知書）  
・カリキュラムなど（日数及び時間が分かるもの）  
※両方必要です。



## ⑨ 育児休業中の継続利用 ※0歳児から適用

【条 件】 育児休業をする際に、すでに保育園等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要と認める場合

【必要書類】 就労証明書  
(市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの)

## ⑥ 求職活動



【条 件】 求職活動を継続的にしていること（自営業の起業準備を含む）

【期 間】 3か月間

【必要書類】 ありません

(申請の際に求職活動の状況を記入していただきます。)

## ⑧ 虐待・DV

【条 件】 虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること

※該当する方は、市保育課及びこども未来課へご相談ください。

## ⑩ 3歳未満児の家庭育児 ※3～5歳児の入園に限る

【条 件】 入園するお子さんのほかに3歳未満児を家庭で育児していること  
※「3歳未満児」は、令和3年4月2日以降に生まれたお子さんが対象です。

※保育園、認可外保育施設など、お子さんを日々保育する施設に入園している場合は該当しません。

※3～5歳児の入園に限り認められます。

0～2歳児の入園には適用できません。

【必要書類】 ありません

# 無償化に関するQ&A



## Q<sub>1</sub> 一度認定が認められれば卒園まで継続しますか？

- A 1** 認定内容によって認定期間が異なります。  
施設等利用給付1号認定：卒園まで  
施設等利用給付2号認定、満3歳児預かり保育無償化認定：保育を必要とする事由に定められた期間  
施設等利用給付3号認定：満3歳に達した日以降最初の3月31日まで  
※施設等利用給付2号、3号認定は、年に一度現況届を提出していただく必要があります。

## Q<sub>2</sub> 申請手続きが間に合わない場合は、遡って無償化（認定）してもらえますか？

- A 2** 申請した日よりも遡って無償化の対象とする（認定する）ことはできません。  
必ず利用の開始に間に合うように申請してください。  
お急ぎの場合は、直接市保育課に提出してください。

## Q<sub>3</sub> 保育を必要とする事由のうち、有効期限が定められているものについて、有効期限が経過してしまった場合は、預かり保育料の無償化の対象から外れてしまうのですか？

- A 3** 保育を必要とする事由を変更しない限りは、無償化の対象外となります。



# 申請手続きについて

## 1 施設等利用給付 1 号認定を希望するお子さん

### 【提出書類】 ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（別紙様式）

- ※申請書は、園児一人につき1枚必要です。
- ※P13の記入例を参考のうえ、ご記入ください。
- ※幼稚園が定める期限までに園にご提出ください。

## 2 預かり保育の無償化を希望するお子さん（施設等利用給付 2 号認定、3 号認定）

### 【提出書類】 ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（別紙様式）

### ② 保育を必要とする事由を証明する書類（P8～P10参照）

- ※父・母それぞれ必要です。
- ※様式は幼稚園にありますので、必要な方は幼稚園へお申し出ください。また、市ホームページからダウンロードもできます。（P15参照）
- ※就労証明書など、勤務する会社等に書類の作成を依頼していただくものがありますので、お早目のご準備をお願いします。保育を必要とする事由を証明する書類が提出期限に間に合わない場合は、園にご連絡ください。
- ※海外移住者等で日本国内で課税されていない方は、**所得や所得控除内容を確認できる書類**をあわせてご提出ください。
- ※幼稚園が定める期限までに園にご提出ください。

## 3 預かり保育の無償化を希望するお子さん（施設等利用給付 1 号認定+満 3 歳児預かり保育無償化認定）

### 【提出書類】 ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（別紙様式）

### ② 保育を必要とする事由を証明する書類（上記②と同じ）

### ③ にぎやか家庭保育料等補助（満 3 歳児預かり保育無償化）認定申請書（別紙様式）

- ※申請書は、園児一人につき1枚必要です。
- ※P14の記入例を参考のうえ、ご記入ください。
- ※幼稚園が定める期限までに園にご提出ください。

# 認定申請書の記入例 (施設等利用給付 1号認定、2号認定、3号認定)

様式第15号 (第12条関係)  
様式第19号 (第14条関係)

**記入した日** 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届

令和 5 年 12 月 1 日

保護者氏名 塩尻 拓也

(あて先) 塩尻市長

次のとおり、施設等利用給付に係る { 支給認定を申請します。  
支給認定における現況を届け出ます。 }

申請に係る 子どもの氏名	フリガナ <b>シヨツリ ヒケ</b>	生年月日	年齢 R6. 4. 1現在	性別
	<b>塩尻 陽菜</b>	平 <b>令</b> 2 年 5 月 15 日	3 歳	女
保護者住所 ・連絡先	住所 〒399-0786 塩尻市 大門七番町 3 番 3 号	令和5年1月1日の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	令和5年1月1日の住所 <input type="checkbox"/> 市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外	
		都道府県 市区町村	都道府県 市区町村	
認定区分 (該当に○を してください。)	緊急連絡先に レ印を記入し てください。	<input type="checkbox"/> 自宅電話番号		
		<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話(父) 090 - ○○○○ - ××××	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話(母) 080 - △△△△ - □□□□	
1号:	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定子ども・3号認定子ども以外の子ども			
<b>2号</b>	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当する子ども			
3号:	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当する者のうち、市町村村民税非課税世帯または生活保護世帯である子ども			

## 1 世帯の状況 (申請に係る子ども以外の同居の家族全員を記入してください。)

氏名	子どもの 続柄	生年月日	年齢 R6. 4. 1現在	性別	勤務先又は 学校・園名等	備考
フリガナ <b>シヨツリ タクヤ</b>	父	明/大 <b>令</b> 平/令 63 年 1 月 26 日	36 歳	男	〇〇工業	
フリガナ <b>シヨツリ ミサキ</b>	母	明/大/昭 <b>令</b> 3 年 6 月 2 日	32 歳	女	〇〇会社	
フリガナ <b>シヨツリ アイ</b>	姉	明/大/昭 <b>令</b> 28 年 10 月 18 日	7 歳	女	〇〇小学校	
フリガナ		明/大/昭/平/令				
フリガナ		明/大/昭/平/令				
フリガナ		明/大/昭/平/令				
フリガナ		明/大/昭/平/令				

○父母については単身赴任等で別居している場合であっても記入してください。

その際、備考欄に「別居」とご記入ください。

(表面)

## 2 利用する(予定の)施設等

① 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園を利用される方は、御記入ください。

施設名	施設名	所在地	塩尻市外に所在する施設のみ記入
	<b>〇〇幼稚園</b>		<input type="checkbox"/> 〇〇 都道 〇〇 市 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇 町
施設名		利用開始日	令和 年 月 日

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用される方は、御記入ください。(1号に該当する場合は、記入不要です。)

施設名	利用するサービスの種類	所在地 (塩尻市外に所在する 記入)	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動	都道府県 市区町村	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動	都道府県 市区町村	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動	都道府県 市区町村	令和 年 月 日

現況届の場合は、利用開始日の  
記入は不要です。

\* 該当する□に、レ印を記入して下さい。

3 保育を必要とする事由等 (1号認定に該当する場合は、記入不要です。)

\* 保護者の労働又は疾病等の事由により幼稚園等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育を必要 とする事由 (該当する事由にレ印 を記入してください。)	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で継続 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 求職活動 ・活動方法 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に登録する <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋機関等に登録する <input type="checkbox"/> その他 ( ) ・希望する職業 ( )
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で継続 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 求職活動 ・活動方法 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に登録する <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋機関等に登録する <input type="checkbox"/> その他 ( ) ・希望する職業 ( )
	※ 求職活動、3歳未満児の家庭育児の場合、右側に状況を記入してください。			<input type="checkbox"/> 3歳未満児の家庭育児 ・家庭で育児する子どもの氏名・生年月日 生年月日 平/令 年 月 日 氏名

\* 該当する□に、レ印を記入して下さい。

申請に係る子ども・保護者の氏名  
及び続柄を記入してください。

## 4 個人番号

氏名	続柄	個人番号
<b>塩尻 拓也</b>	父	* * * * * * * * * *
<b>塩尻 美咲</b>	母	* * * * * * * * * *
<b>塩尻 陽菜</b>	本人	* * * * * * * * * *
		* * * * * * * * * *
		* * * * * * * * * *

同意の上、記名してください。  
表面上部の保護者氏名と統一してください。

施設等利用給付に係る認定の申請において、次の事項について同意します。(氏名を自署の場合は、押印を省略することができます。)

- 施設等利用給付認定や施設等利用費の支給及び実費徴収の補足給付に関して必要と認められる場合に、世帯の市民税等課税情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること。
- (1)の情報に基づいて決定した施設等利用給付に関する情報及び申請書等に記載した内容について、特定子ども・子育て支援施設等に対して提示すること。

保護者氏名 **塩尻 拓也** 印

(裏面)

# 認定申請書の記入例 (満3歳児預かり保育無償化認定)

幼稚園・認定こども園(教育部分)に入所する満3歳児の**真2子以降のお子さん**で預かり保育の無償化を希望する方用

## にぎやか家庭保育料等補助(満3歳児預かり保育無償化)認定申請書

令和 6 年 4 月 19 日

保護者氏名 塩尻 拓也

(あて先) 塩尻市長

記入した日

申請に係る子どもの氏名	フリガナ <u>シオヰリ ヒナ</u>	生年月日	年齢 <small>※6.4.1現在</small>	性別
	<b>塩尻 陽菜</b>	平 <u>①</u> 3 年 5 月 15 日	2歳	女
保護者住所	住所 <u>〒399-0786 塩尻市 大門七番町3番3号</u>			
利用施設名	施設名	施設所在地	※塩尻市外に所在する施設の場合のみ記入	
	<b>〇〇幼稚園</b>	<b>〇〇</b> <small>都道</small> <b>〇〇</b> <small>市</small> <b>〇〇</b> <small>町村</small>	利用開始日	<b>令和 6 年 6 月 1 日</b>
にぎやか家庭保育料等補助(満3歳児預かり保育料無償化)対象の該当有無 ※該当する場合に〇を記入してください。		<input checked="" type="radio"/>	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもで、保育を必要とする事由に該当し、市町村民税非課税世帯または生活保護世帯以外の子ども。	

### 保育を必要とする事由等

※保護者の労働又は疾病等の事由により預かり保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育を必要とする事由 <small>※該当する事由にチェックしてください。</small>	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 (            ) ※求職活動の場合、右側に状況を記入してください。	<input type="checkbox"/> 求職活動 ・活動方法 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に登録する <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋機関等に登録する <input type="checkbox"/> その他 (            ) ・希望する職業 (            )
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 (            ) ※求職活動の場合、右側に状況を記入してください。	<input type="checkbox"/> 求職活動 ・活動方法 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に登録する <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋機関等に登録する <input type="checkbox"/> その他 (            ) ・希望する職業 (            )

※ 該当する□に、レ印を記入して下さい。

※ 該当する事由ごとの別途提出が必要な書類は、別紙「保育を必要とする事由とその証明書」を参照して下さい。

補助事業に係る認定の申請において、次の事項について同意します。(氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。)

- 補助事業に係る認定に際し、必要と認められる場合に、世帯の市町村民税課税情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること。
- (1)の情報に基づいて決定した内容等について、利用施設に対して提示すること。

同意の上、記名してください。  
上部の保護者氏名と統一してください。

保護者氏名 塩尻 拓也 印



## 申請に必要な書類について

※預かり保育の無償化を希望する際の「保育を必要とする事由」の証明書類は、父・母それぞれ必要です。

※様式は市ホームページからダウンロードしてください。（市保育課、幼稚園でも配布可能です）

※就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。



様式のダウンロードはこちらから



# 認定内容を変更したいときは

年度の途中で認定区分を変更したいときや、申請した内容に変更があった場合は、速やかに幼稚園に届け出てください。

(例) 1号認定から2号認定への変更、保育を必要とする事由の変更、住所や世帯員の変更

【提出書類】

①施設等利用給付認定変更申請書

②保育を必要とする事由を証明する書類 (P8～P10参照)

※父・母それぞれ必要です。

※様式は幼稚園にありますので、必要な方は幼稚園へお申し出ください。また、市ホームページからダウンロードもできます。(P15参照)

※ 2号・3号認定への変更または保育を必要とする事由を変更する場合、②の書類が必要となります。

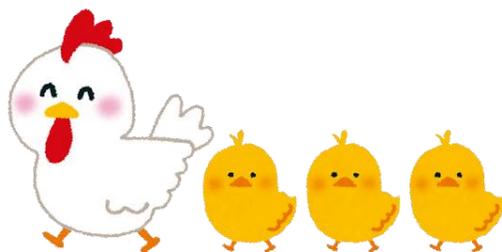
【提出期限】

**変更を希望する月の前月25日まで** (土日祝日にあたる場合はその直前の平日)

【提出先】

**お通りの幼稚園**

※お急ぎの場合は、直接市保育課にご提出ください。



塩尻市 保育課 保育企画係

☎ 0263-52-0844

塩尻市大門七番町 3 番3号 塩尻総合文化センター 1 階

